



京都市地域コミュニティ活性化推進計画 改定版



自治会・町内会に入って 住みよいまちづくり

～ご近所・地域の絆で安心安全・快適なまちに～

平成28年3月



京都市
CITY OF KYOTO

ごあいさつ

ご近所・地域の絆で 安心安全・快適なまちに

京都では毎朝、子どもたちの登校時に、保護者や地域の皆様が交差点等に立たれ、見守り活動に取り組んでおられます。さらに、一人暮らしのお年寄り宅への訪問や地域のお祭り・地蔵盆・運動会・防災訓練・清掃活動など、暮らしの安心安全を守り、伝統・文化を引き継いでいくための様々な活動が行われていますが、これらは全て京都の豊かな「地域力」に支えられているものです。

本市では、この「地域力」を守り育てていくため、平成24年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行しました。そして、同年5月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、地域コミュニティサポートセンターの開設・運営、地域活動助成、マンション建設時の地域との連絡調整担当者の届出・開示制度など、様々な取組を進めています。

また、各地域におかれても、地域力の維持・向上を重要な課題として捉えられ、自治会・町内会未加入者や引っ越してこられた方への呼び掛け、交流イベントの開催などを行っていただいております。大変心強く感じています。

しかしその一方で、地域活動に御尽力いただいている方々からは、役員の高齢化・担い手不足、核家族化・共働きの増加やマンション建設によるつながりの希薄化、価値観の多様化などによる地域力の低下を心配するお声もお聞きしております。

条例施行から4年。この間の成果と課題を検証したうえで、市政協力委員の皆様、PTAや不動産関連事業者の皆様からの御意見、さらには市会や「地域コミュニティ活性化推進審議会」における御議論を踏まえ、この度、「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」を改定いたしました。

この計画には、若者の地域活動への参加促進、新たな「地域自治組織」のモデル実施、住宅関連事業者との連携強化など、多くの新規・充実事業を盛り込んでいます。京都が誇る「地域力」をしっかりと未来へ引き継いでいくため、市民の皆様と共に、取組に全力を尽くしてまいりますので、引き続き、御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、計画の改定に多大な御協力を賜りました「地域コミュニティ活性化推進審議会」委員の皆様、市政協力委員の皆様、地域や団体の皆様に、心から感謝申し上げます。



京 都 市 長
かど かわ だい さく
門 川 大 作

平成28年3月

目 次

■第1章 京都市地域コミュニティ活性化推進計画の改定に当たって	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	2
3 これまでの取組の進捗	2
4 計画の目標	3
■第2章 地域コミュニティの現状と課題	4
1 地域コミュニティの現状	4
2 地域コミュニティが抱える課題	8
■第3章 計画の改定に係る検討経過	10
1 地域コミュニティ活性化推進審議会における検討	10
2 市政協力委員連絡協議会代表者会議において頂いたご意見	11
3 関連の深い団体等における議論	12
■第4章 具体的な方針と取組	13
1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心して暮らすことができる」 姿の実現を目指して	13
2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができていく」 姿の実現を目指して	15
3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」 姿の実現を目指して	19
4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」 姿の実現を目指して	21
5 「様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」 姿の実現を目指して	24
■第5章 計画の推進に当たって	26
1 関連する取組と地域コミュニティの活性化	26
2 事業計画の策定及び進行管理	26
3 庁内連携の推進	26
＜参考資料＞	
京都市地域コミュニティ活性化推進条例	28

■第1章 京都市地域コミュニティ活性化推進計画の改定に当たって

本市では、平成24年4月に京都市地域コミュニティ活性化推進条例を施行し、同年5月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、地域コミュニティサポートセンターの設置をはじめ、各種啓発活動や地域活動支援（助成）など、地域力を高めるための様々な取組を展開してきました。自治会・町内会においても、様々な加入促進の取組が進められていますが、本市の自治会・町内会の推計加入率は、ほぼ横ばい（約70%）で推移しています。

また、居住形態や生活様式の変化、少子高齢化の進行により、地域活動に参加する住民の減少による地域住民相互のつながりの希薄化、地域力の低下が懸念されます。

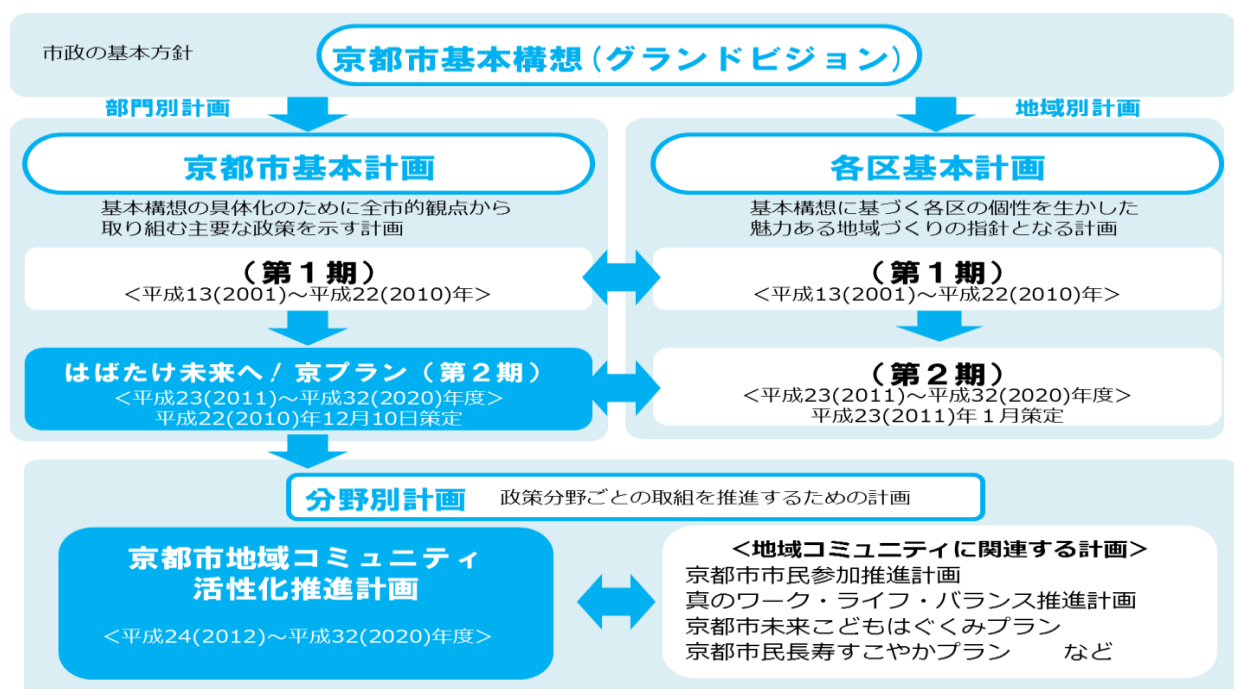
京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぎ、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するためには、自治会・町内会、事業者等との連携の下、地域活動を支援する取組を強化していく必要があります。この度、「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」改定版を取りまとめました。

1 計画の位置付け

この計画は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」（平成22年12月策定）の分野別計画の一つとして、京都市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

改定に当たっては、各区基本計画や「京都市市民参加推進計画」、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」等、地域コミュニティの活性化に関連する各分野別計画との整合を図っています。

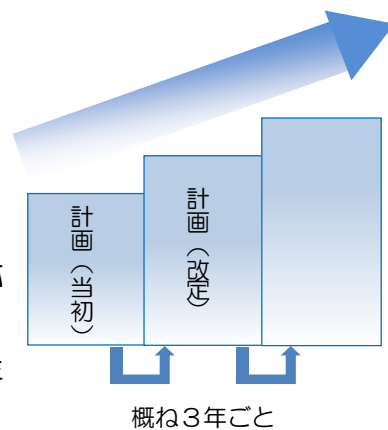
【計画の体系（イメージ）】



2 計画の期間

計画の期間は、「はばたけ未来へ！京プラン」の計画期間に合わせ、平成24年度から32年度までとしています。

ただし、取組の推進状況や社会の動きなどに柔軟に対応し、より効果的なものとしていくため、概ね3年ごとに点検し、必要に応じて見直すこととしており、平成27年度に計画を全般的に見直し、改定を行いました。



3 これまでの取組の進捗

これまでに、具体的な取組として計画に掲げた43項目については、自治会・町内会をはじめとする、地域の皆様との共汗・協働により、すべて実施することができています。

＜これまでの主な取組＞

(平成27年度の数値は9月末現在)

① 地域コミュニティサポートセンター

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	323件	435件	515件	131件

② 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
助成件数	33件	51件	50件	34件
自治会加入世帯数	463世帯	483世帯	447世帯	

③ 新築共同住宅の地域との連絡調整担当者届出・開示制度

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開示件数	2件	13件	13件	24件

④ 集会所の新築、修繕等の支援

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
補助件数	13件	10件	7件	10件

⑤ 自治会・町内会アンケートによる地域の現状・課題調査（平成24～26年度）

⑥ きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰制度

	平成26年度	平成27年度
表彰団体数	23団体	21団体

⑦ 「地域活動ハンドブック」や「京・きずな・まち」など、地域の魅力を伝える広報物等による啓発

しかしながら、「はばたけ未来へ！京プラン」前期実施計画に掲げる共汗指標（数値目標）については、以下のとおり達成が困難な状況です。

【「はばたけ未来へ！京プラン」前期実施計画に掲げる共汗指標】

	平成22年度実績	平成26年度実績	平成27年度目標値
自治会等加入率	70%	70%	77%
NPO法人数	741法人 (市所管なし*)	877法人 (うち市所管820法人*)	960法人

* 平成24年度のNPO法改正に伴い、NPO法人の認証事務が政令市へ権限移譲されました。

4 計画の目標

この計画では、大切なご近所の「つながり」をはじめ、人と人とのつながりを強め、地域コミュニティを活性化させていくため、各主体がしっかりと責務と役割を果たし、「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる「みんなでめざす10年後の姿」の実現を目指します。

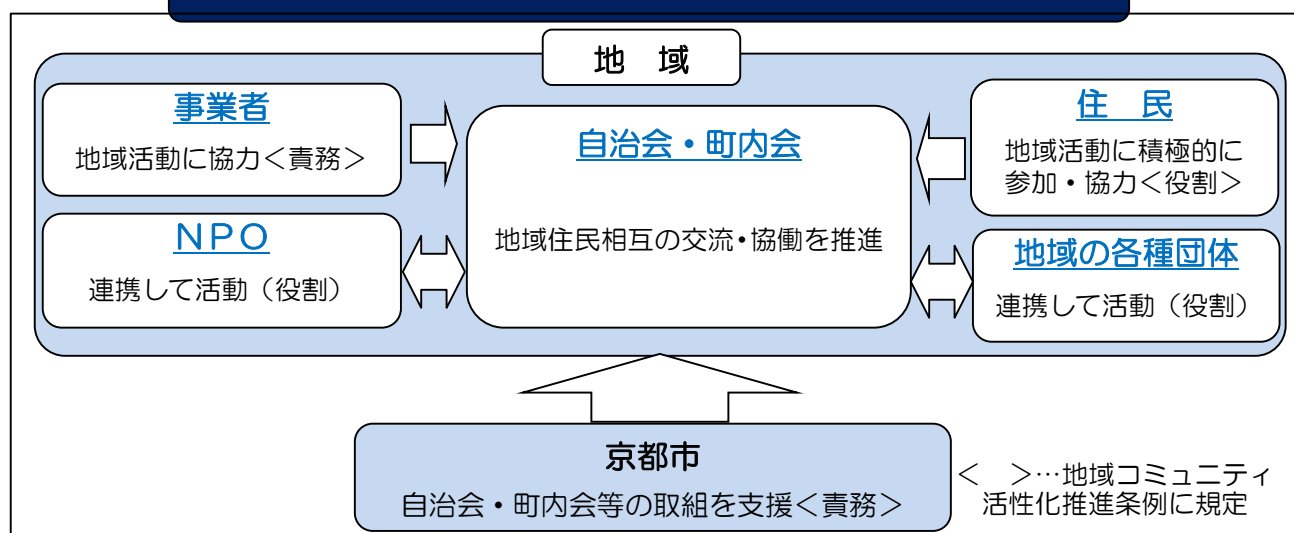
「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる「みんなでめざす10年後の姿」

- ① だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心して暮らすことができる
- ② 地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができる
- ③ 自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる
- ④ 地域コミュニティと行政との新しいパートナーシップが深化している
- ⑤ 様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している

「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画に掲げる共汗指標（数値目標）

- ◆ 自治会等加入率 77%（平成32年度）
- ◆ 市所管のNPO法人数 920法人（平成32年度）

＜地域コミュニティ活性化に向けた各主体の責務と役割＞



■第2章 地域コミュニティの現状と課題

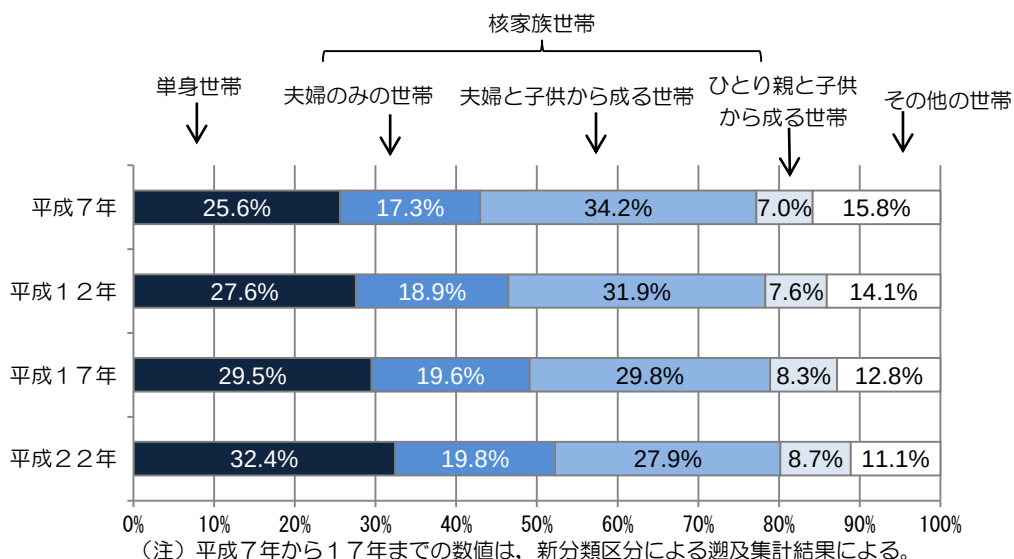
1 地域コミュニティの現状

(1) 世帯の状況

一人暮らしの高齢者が増えています。

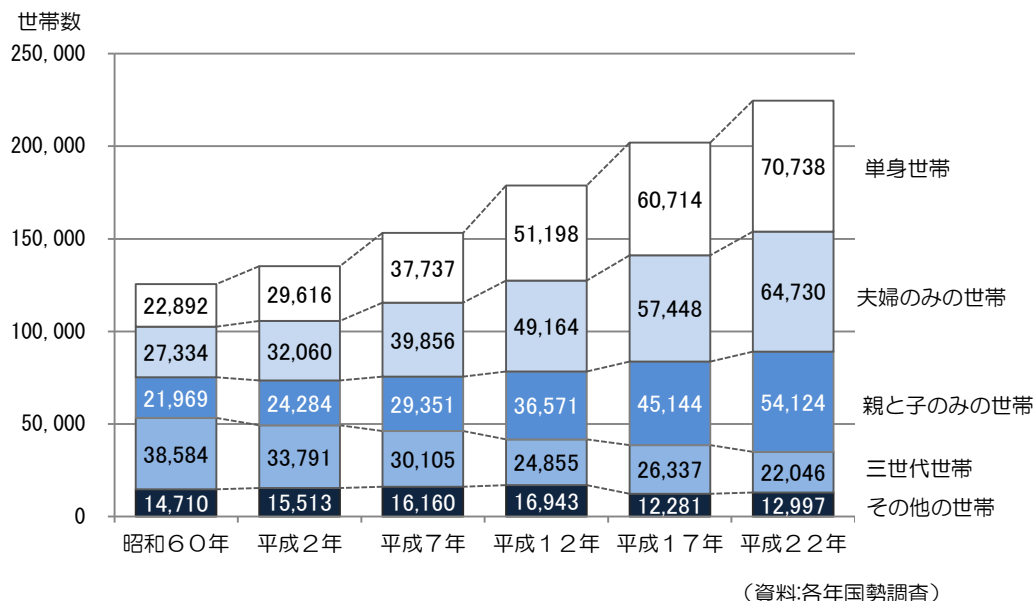
平成22年国勢調査によると、世帯の種類・家族類型では、「単身世帯」の数が、「夫婦と子供から成る世帯」を上回りました(図1)。もはや、標準的な家族構成は、「夫婦と子供から成る世帯」から「単身世帯」に変わりつつある状況です。

図1 一般世帯の家族類型の割合の推移(全国:平成7年~22年)

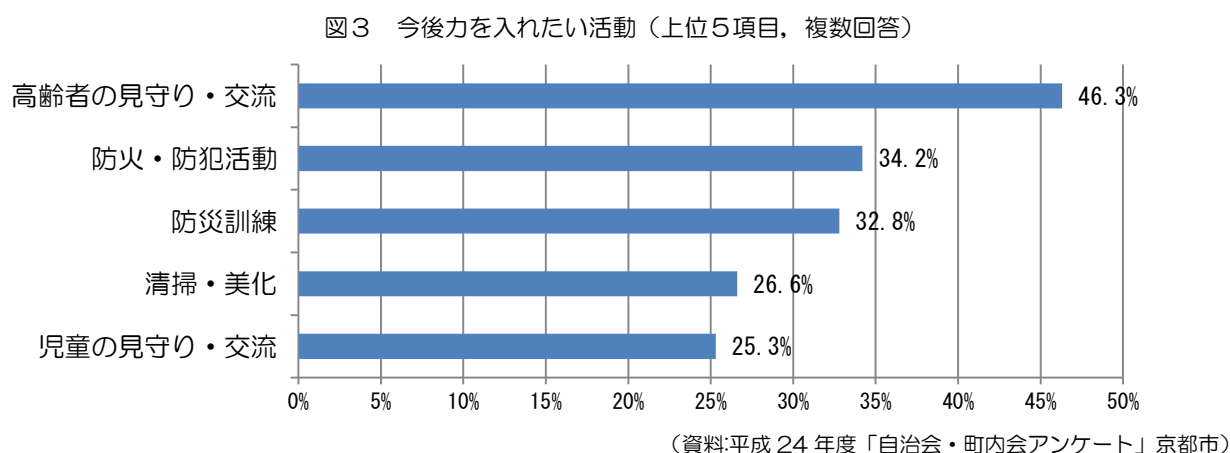


京都市では、「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」が増加し続けており、その内訳では「単身世帯」が大きく増加しています(図2)。

図2 65歳以上の世帯員のいる一般世帯の推移(京都市:昭和60年~平成22年)



このような傾向から、自治会・町内会を対象としたアンケートにおいても、地域が今後力を入れたい活動として、「高齢者の見守り・交流」が最も高い割合となっています（図3）。

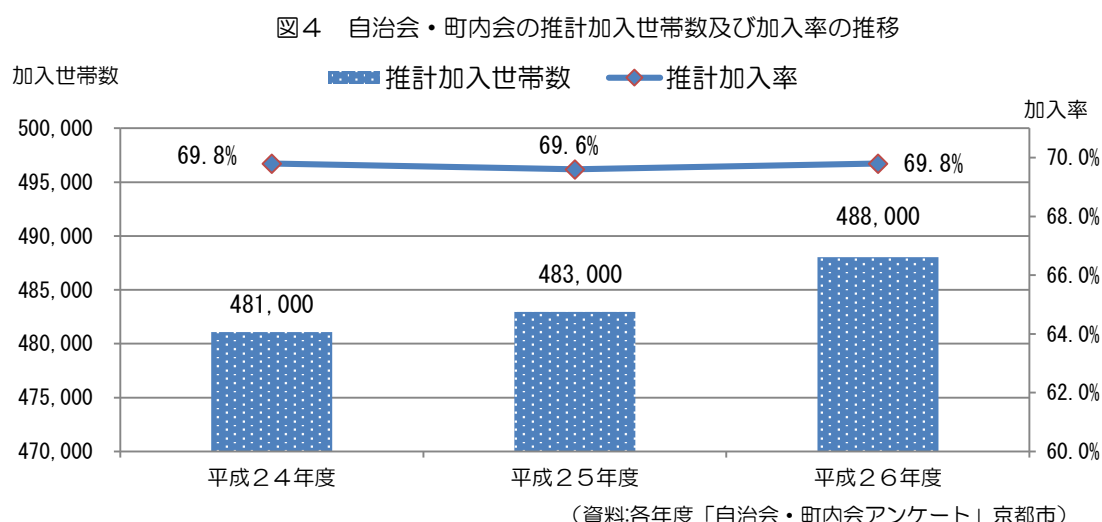


（2）自治会・町内会の推計加入世帯数及び加入率の推移

自治会・町内会加入世帯数は増加していますが、加入率はほぼ横ばいです。

自治会・町内会の加入率については、全国的に、都市部では低下傾向にあります。

京都市では、様々な啓発活動や自治会・町内会への支援により、推計加入世帯は平成24年度～26年度で約7,000世帯増加していますが、総世帯数も同様に約10,000世帯増加していることから、加入率は、ほぼ横ばいで推移しています（図4）。



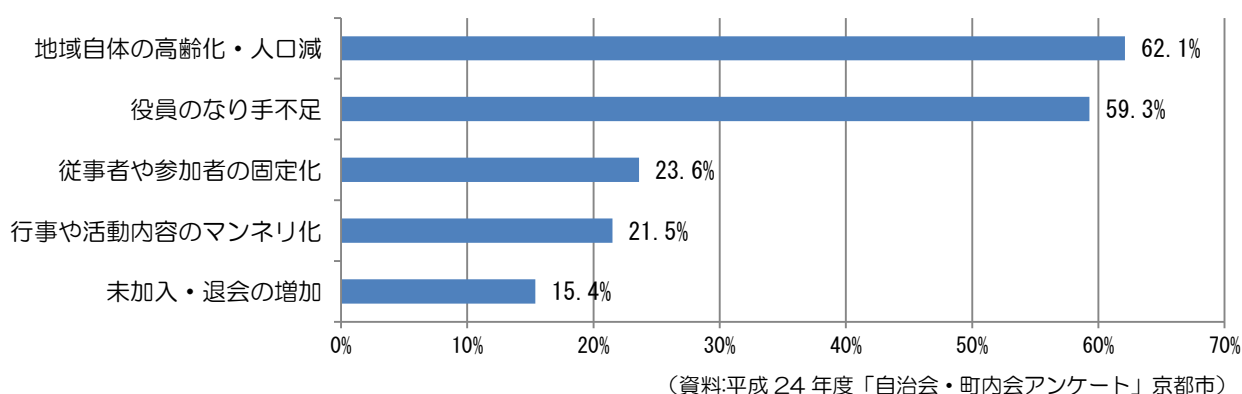
自治会・町内会に加入されていた方が退会されるケースも少なくありません。

退会される理由としては、「役員をやりたくない」、「高齢化」、「加入のメリットが感じられない」などが挙がっており、役員の順番が回ってきた際に退会される方もおられるようです。

自治会・町内会の会長が感じておられる課題としても、「地域自体の高齢化・人口減」や「役員のなり手不足」などが挙がっています（図5）。

このため、新たな担い手を育成するなど、役員の負担を軽減するとともに、地域活動の魅力を高めていく必要があります。

図5 自治会・町内会の課題（上位5項目、複数回答）



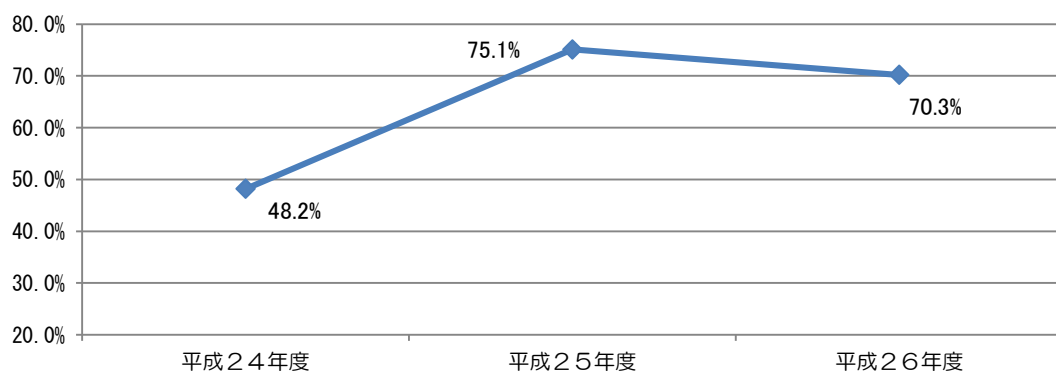
（3）加入の呼び掛け

地域において、加入呼び掛けへの意識は高まっています。

新たに京都市に転入して来られた方に対しては、転入の手続の際に、区役所・支所において、自治会・町内会への加入を呼び掛ける啓発物を配布し、加入を促進しています。

また、地域でも、未加入者や転入者に対して、自治会・町内会への加入を呼び掛けている割合は上がっており、意識は高まっています（図6）。

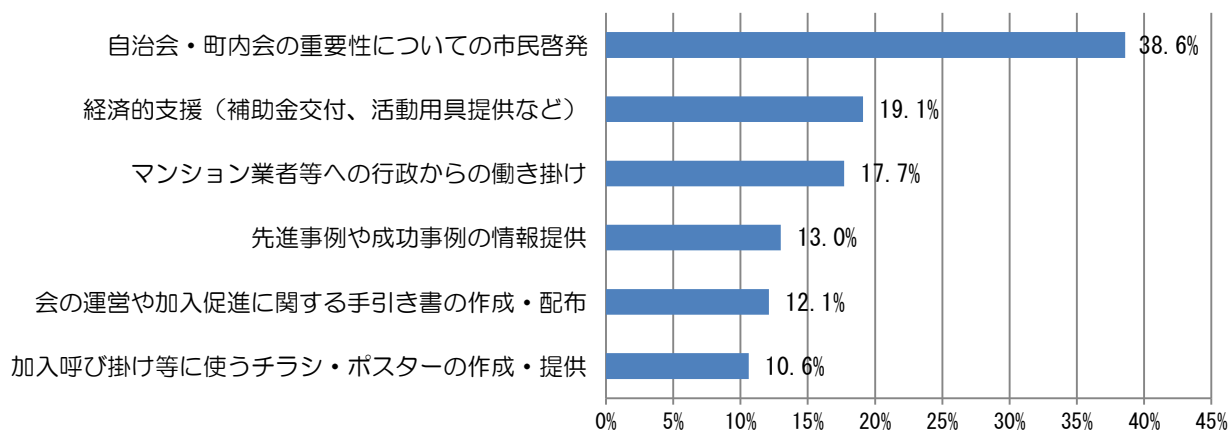
図6 未加入者や転入者に加入を呼び掛けている割合（有効回答のみ抽出）



（資料：各年度「自治会・町内会アンケート」京都市）

なお、京都市に期待する支援策としても、「自治会・町内会の重要性についての市民啓発」、「マンション事業者への行政からの働き掛け」などが挙がっています（図7）。

図7 京都市に期待する支援策（複数回答）



（資料：平成24年度「自治会・町内会アンケート」京都市）

（4）条例等の認知度

地域コミュニティ活性化推進条例をご存知の方は、半数程度にとどまっています。

これまで京都市では、各種啓発に関する取組のほかにも、自治会・町内会の運営や地域の活性化に関する相談への助言や情報提供を行う地域コミュニティサポートセンターの運営、自治会・町内会会長に対するアンケート調査などを行ってきました。

しかしながら、地域コミュニティ活性化推進条例や地域コミュニティサポートセンターをご存知の方は、半数程度にとどまっていることから、今後も様々な機会を通じて啓発していく必要があります（下表）。

条例、サポートセンターの存在を知らなかった割合

	平成25年度	平成26年度
条例があるのを今回初めて知った	40.4%	46.3%
サポートセンターの存在を今回初めて知った	45.4%	52.9%

（資料：平成25、26年度「自治会・町内会アンケート」京都市）



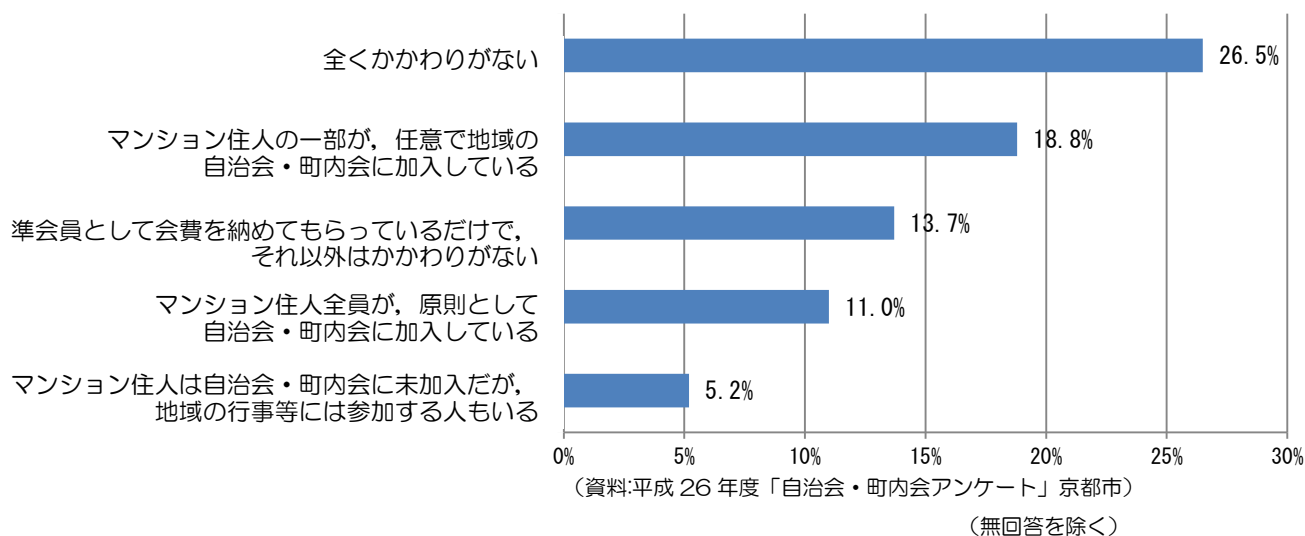
2 地域コミュニティが抱える課題

(1) 地域とマンション等集合住宅とのかかわり

マンションとのかかわりが希薄な地域でも、今後は連携したいと考えています。

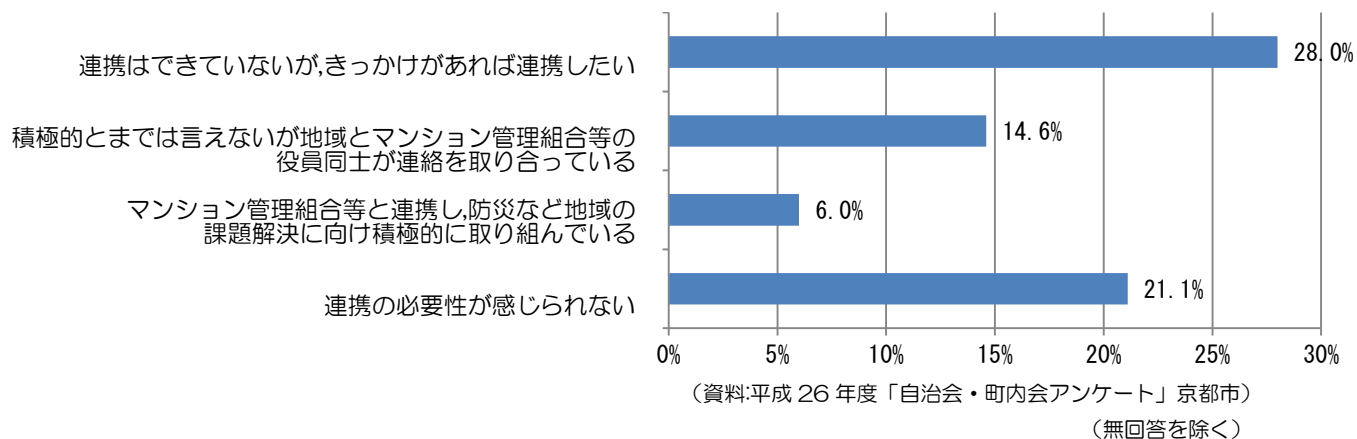
地域コミュニティの活性化に向けた大きな課題として、マンション等集合住宅（以下「マンション等」という。）と地域とのかかわりが希薄であることが挙げられます（図8）。

図8 マンション等の住民とはコミュニティが形成されていますか（複数回答）



同時に、マンション等とのかかわりが希薄な地域でも、きっかけがあればマンション等の住民と連携したいと考えるところも多いことから、地域住民とマンション等の住民が顔の見える関係を築き、連携につなげていくことが大切です（図9）。

図9 マンション等との連携について



（２）地域組織の外部団体との連携

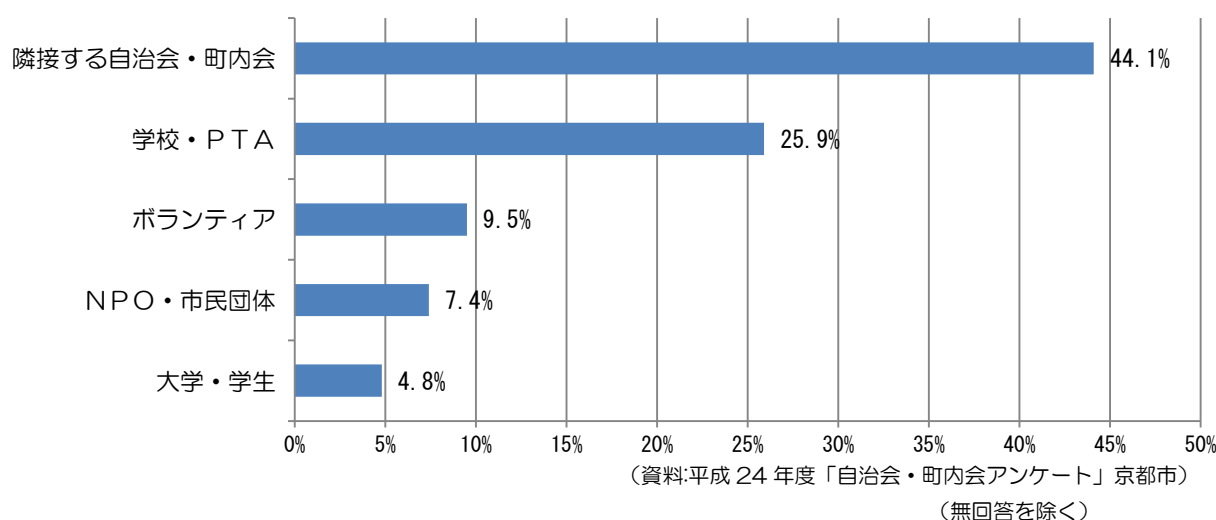
地域は隣接する自治会・町内会や学校・ＰＴＡなどとの連携を望んでいます。

地域では、自治会・町内会や学区自治連合会以外にも、様々な団体が、それぞれの目的を持って活動しています。

機会があれば外部団体と連携したいと考える自治会・町内会は半数を超えており、連携相手としては、「隣接する自治会・町内会」、「学校・ＰＴＡ」、「ボランティア」、「ＮＰＯ・市民団体」などが多くなっています（図１０）。

今後は、地域で活動する様々な団体の連携強化に向けた仕組みづくりが必要です。

図１０ 連携・協力したい団体・個人（複数回答）



コラム

地域を支える様々な団体

地域には、福祉や体育振興、少年の健全育成など、地域住民によって構成され、様々な目的に基づいて活動している身近な地域団体があります。ここでは、主な団体を紹介します。

- ◆ 体育振興会・・・学区民体育祭などの地域に根差したスポーツ活動を行う。
- ◆ 自主防災会・・・災害の予防や対応，防災訓練などを行う。
- ◆ 少年補導委員会・・・少年の非行防止活動として夜間の街頭補導や教育キャンプなどを行う。
- ◆ 学区社会福祉協議会・・・高齢者等の居場所づくり活動などの地域の絆づくりを進める。
- ◆ 地域女性連合会・・・学習活動や実践活動を通して、様々な分野での地域活動に取り組む。
- ◆ 民生児童委員協議会・・・福祉に関する相談・援助活動を行い、地域福祉のネットワークづくりに努める。
- ◆ 交通安全推進会など・・・交通指導や交通安全に関する啓発活動などを行う。
- ◆ 保健協議会・・・地域の保健衛生や生活環境の向上，環境保全の取組を行う。
- ◆ 消防団・・・火災予防の巡回パトロール，消火活動の支援，鎮火後の警戒などを行う。

■第3章 計画の改定に係る検討経過

1 地域コミュニティ活性化推進審議会における検討

計画の改定に当たり、地域コミュニティ活性化推進審議会において、地域コミュニティが抱える課題及び今後あるべき姿など、様々な議論をしてきました。

特に、大きな課題とされている以下の3つのテーマについては、テーマごとに集中的な議論を行いました。

＜各テーマに関して頂いた主なご意見＞

◆第1テーマ

「集合住宅(マンション等)におけるコミュニティ活性化、自治会・町内会への加入増」

- ・ 転入者への加入啓発のアプローチは、早いほど効果的。
- ・ 賃貸住宅に入居する大学生等、若年層への新たな加入啓発や世代交流の場を設けることが地域への愛着につながる。
- ・ 住民同士でコミュニティを醸成するための場所（集会所）の確保は重要。地域住民とのつながりにも活用できる。
- ・ 管理組合の意識を把握し、地域との橋渡しを行うことが必要。

◆第2テーマ

「地域組織(団体)の在り方及び活性化策」

- ・ 働きながらでも（現役の間から）地域活動に参加しやすい環境の整備が必要。
- ・ 防災面を考慮して、家庭だけでなく、企業も巻き込んだ取組が必要。
- ・ 家族構成や働き方などの変化に対応した地域活動や学生も巻き込んだ取組が必要。
- ・ 空き家を活用して、地域が利用できる場所にできないか。

◆第3テーマ

「地域コミュニティを支える各主体の連携強化」

- ・ 組織の連携には様々な形があるが、連携の窓口となる人の人間関係が重要。
- ・ 地域のニーズに合わせて学生のネットワークも連携の中に取り込むことが重要。
- ・ NPOやボランティアのデータベースをリアルタイムに情報発信することが重要。

＜地域コミュニティ活性化推進審議会の開催状況＞

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ・平成27年3月24日 | 平成26年度 第2回地域コミュニティ活性化推進審議会 |
| ・平成27年5月27日 | 第3テーマの意見交換会（第1回） |
| ・平成27年6月4日 | 第2テーマの意見交換会（第1回） |
| ・平成27年6月8日 | 第1テーマの意見交換会（第1回） |
| ・平成27年7月2日 | 平成27年度 第1回地域コミュニティ活性化推進審議会 |
| ・平成27年7月29日 | 第1テーマの意見交換会（第2回） |
| ・平成27年8月3日 | 第2テーマの意見交換会（第2回） |
| ・平成27年8月3日 | 第3テーマの意見交換会（第2回） |
| ・平成27年12月8日 | 平成27年度 第2回地域コミュニティ活性化推進審議会 |
| ・平成28年2月24日 | 平成27年度 第3回地域コミュニティ活性化推進審議会 |

2 市政協力委員連絡協議会代表者会議において頂いたご意見

毎年開催している市政協力委員連絡協議会代表者会議では、地域コミュニティにかかわる課題について、ワークショップ等を行っており、そこで出されたご意見を参考にさせていただきました。「安心安全、防災など地域の共通課題をきっかけにしたつながりをつくること」や「多くの人が参加できるような自治会・町内会の運営をすること」などのご意見を頂きました。

市政協力委員連絡協議会代表者会議における主なご意見

市政協力委員の皆さまには、市民の皆様と市政とのつなぎ手として、市民しんぶん等の配布やポスターの掲示、市民の要望を行政に取りつぐなど、市政の円滑な推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤を担っていただいています。

各区の市政協力委員の代表者の皆様と各区長・担当区長が参加する市政協力委員連絡協議会代表者会議では、ワークショップ形式（＊）で活発な議論が行われました。

＊ 少人数でアイデアや意見を出し合うことにより課題解決等につなげる方法

<主なご意見>

<平成26年度>「自治会・町内会の加入率アップの方策について」

- ◆ 行事を加入につなげる
（例：親子で参加できるイベントの開催、
お金をかけずに皆が集まれる機会をつくる）
- ◆ 加入のメリットを明確に
（例：防災や災害時はもちろん、お互いを知り合うことが
生きがいにもなることを伝える）
- ◆ 自治会・町内会の魅力や楽しさをもっとPR
（例：地域の特色や自治会の活動を紹介する冊子の作成、
「加入シール」を加入者宅に貼り「見える化」する）
- ◆ 学生・若者を巻き込む
（例：行事の運営を学生・若者に任せる、防災訓練で中学生が避難所を運営する）



▲各テーブルでは、区の代表者と区長が積極的に意見交換

<平成27年度>「これからの地域の在り方」

- ◆ マンション居住者の自治会・町内会加入には、マンション建設時に住宅事業者が自治会加入に取り組むことが必要。
- ◆ 組織の活性化には、ニューリーダー（若手）の発掘・育成、社会人や子どものいる若手世代の取り込み、特にPTAと連携した取組が必要。
- ◆ 安心安全、防災など地域の共通課題をきっかけに、地域で活動する各種団体が、かかわりを持った強いつながりの構築が必要。

3 関連の深い団体等における議論

地域コミュニティに関連の深いPTA 連絡協議会や住宅関連事業者からのご意見を頂くとともに、以下の庁内会議においても議論を行いました。

- ・ 地域コミュニティ活性化推進庁内連携会議
- ・ 区行政総合推進会議（区政の在り方庁内検討委員会及び地域コミュニティ活性化部会）
- ・ 京プラン後期実施計画・京都創生総合戦略企画会議（地域コミュニティ活性化戦略ワーキング）



コラム

自治会加入の呼び掛けは、引越した後2か月以内が勝負！

小学生の頃、朝いつものように登校すると、転校生が先生に連れられ、不安気に教室に入ってきた。

皆さんもこんな光景を目にされたことがありますよね。新しい地域に引っ越してきた家族にとっても、慣れない場所で生活を始めるのは、大変不安なものです。

多くの自治会では、4月頃に総会を開くと、次は8月の夏祭りや地蔵盆まで地域の行事がないというケースも多く、春先に引っ越してきた方と交流する機会が何か月もあいてしまいます。

そこで、ある自治会では、「自治会加入の呼び掛けは、引越した後2か月以内が勝負！」を合言葉に、毎年6月にバーベキュー大会を開催して、引越してきた家族を誘い、スムーズに地域に馴染める機会を作っています。周りの皆さんのちょっとした心遣いや積極的な話し掛けにもタイミングが大切です。

■第4章 具体的な方針と取組

第1章に掲げる、地域コミュニティが活性化した「みんなでめざす 10年後の姿」を実現するため、市民・事業者の皆様と力を合わせて、以下の方針に基づいて取組を推進していきます。

【みんなでめざす 10年後の姿】

1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心して暮らすことができる」姿の実現を目指して

～だれもが気軽に参加できる居場所があり、それぞれがつながり、支え合うことで、安心して暮らすことができる～

【方針】

- ① 暮らしていくうえで気軽に集え、井戸端会議ができるような居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、暮らしの質も豊かになります。そんな**気軽に交流できる居場所があるまちづくりを進めます。**
- ② 地域に暮らす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人暮らしのお年寄りなど配慮が必要な方の見守りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます。**
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのは地域の事業者も含めたご近所の助け合い。日頃からのあいさつの励行や地域行事の開催を通じて住民相互のつながりを強め、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。**

【取組の例】

(1) 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進

市民生活の一層の安心安全の実現とともに、2020年の東京オリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携により、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を全区において実施し、京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進します。

(2) 民間集合住宅における空きスペース等の集会所転用を支援

集会所を持たない民間の集合住宅において、空きスペース等を集会所に転用する場合に、工事費用の一部を助成することにより、集合住宅内のコミュニティづくりを支援します。

（３）集会所への太陽光発電システム等の設置の促進

地域の集会所への太陽光発電システムや蓄電システム等の設置費用の一部を助成することで、自治会・町内会の活動のための財源確保を支援します。

（４）ちびっこひろば（＊）の有効活用

市内に約２００箇所ある「ちびっこひろば」について、現在進めている実態調査の結果を基に、多世代が交流できるコミュニティひろばとしての再整備など、地域の状況に応じた有効活用について検討します。

＊ 「こどもたちの安全な遊び場に適した土地を地域の皆さんで確保すること」、「管理者を中心に地域のみなさんでこどもたちが安心安全に遊べるように維持管理を行うこと」などを条件に、京都市が遊具の設置を助成してできたひろばで、「地域のみなさんがつくった地域のみなさんのためのひろば」です。

（５）歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり

災害時に避難や救助に支障を来す恐れのある密集市街地や細街路において、地域をはじめ、専門家や民間事業者と行政との協働の下、総合的な空き家対策とも連携を図りながら、防災上の課題を共有するまちあるきや課題解決のための意見交換など防災まちづくり活動を促進するとともに、耐震・防火改修や避難経路の確保、防災ひろばの整備などの具体的改善を推進し、京都の風情を生かしつつ、災害に強く、住みよいまちを実現します。

（６）市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり

市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入も視野に入れて、大学や地域等と連携し、更なる市営住宅の機能の充実を図ります。

＜その他の取組の例＞

- （７）雨に強いまちづくりの推進
- （８）学区の安心安全ネット継続応援事業
- （９）市民活動センターなどの利用促進
- （１０）京都市スポーツの絆が生きるまち推進プランの推進
- （１１）高齢者の身近な居場所づくりの推進
- （１２）地域における見守り活動促進事業
- （１３）一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業
- （１４）既存の市有施設を活用した活動の場づくり
- （１５）防災行動マニュアルの策定・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上
- （１６）焼死者ゼロを目指した取組と市民・地域が主体となった放火されないまちづくりの推進
- （１７）こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール
- （１８）学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」の推進

【みんなでめざす 10年後の姿】

2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができている」 姿の実現を目指して

～地域の様々な課題に対して、住民が関心をもって参加し、自立して、関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。また、京都の特色である学校を中心としたコミュニティも活発な取組を行っている～

【方針】

- ① **自治会・町内会などへの加入を促進し**、地域の活動に多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、より暮らしやすいまちにしていけることができます。集合住宅にお住まいの方や若者・お年寄りで単身者の方なども含め、**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加できる、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、様々な目的で思いを同じくする仲間が集まり、活動を始めれば、暮らしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんな暮らしの質を向上させる、**様々な活動が始まるまちづくりを進めます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域 みんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

【取組の例】

（1）若者の地域活動への参加促進

地域行事への子どもの参加（演奏、演技など）が定着していますが、さらに一歩進め、企画段階から参画してもらうなど、区役所・支所や青少年活動センターなどを拠点に、学校とも連携を強め、中学・高校生等の若者の地域活動へのより主体的なかわりを促すことにより、地域への理解を深め、将来の担い手の育成につなげます。

また、選挙権年齢の20歳から18歳への引下げを踏まえて、引っ越してきた大学生（新入生）等に対して、入学時の早い段階から、住民票の異動とともに、自治会・町内会への加入や地域活動への参加を呼びかけます。

さらに、若者が地域活動に参加しやすくなるよう、地域活動に関する情報が伝わる仕組みづくりを検討します。

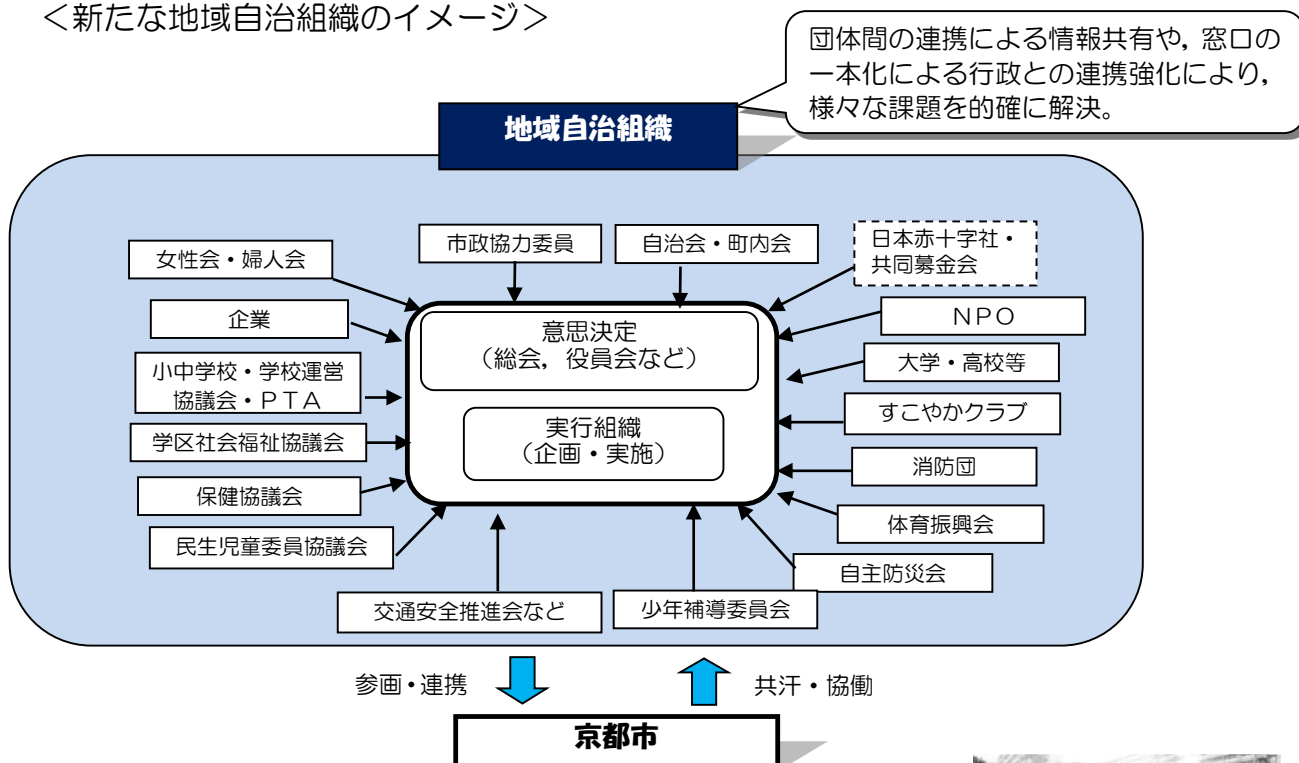


（２）地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討

地域内の様々な団体等（＊）で構成する新たな地域自治組織の在り方を検討するため、モデル学区を選定し、運営サポートや活動助成により、学区の特性に合わせた取組を支援することで、活性化効果の検証を行います。

＊ 学区内にお住まいの個人（団体に属さない方）との関わり（その方へのサービスや組織への参画）についても検討します。

＜新たな地域自治組織のイメージ＞



（３）地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の充実

自治会・町内会への加入効果が高いマンションの交流イベントや地域の魅力発見など、現状を踏まえた地域力向上のための複数年に渡る計画的な取組を対象として、助成の上限回数を変更するなど、支援内容の充実を検討します。



▲交流イベントの様子

（４）地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成

地縁団体や市民活動団体の新たな担い手を創出・育成し、次世代への円滑な引継ぎを支援するため、「真のワーク・ライフ・バランス」（＊）を推進し、子育て世代や民間企業等の従業員への各種講座の開催により、地域活動への参加を促進するとともに、市職員が率先垂範して地域活動に取り組むよう、意識の向上を図り、地縁団体や市民活動団体の連携をより一層推進します。

＊ 仕事と家庭生活の調和だけでなく、地域活動や社会貢献活動等に積極的に参加することによって、誰もが生きがいと充実感を持って、心豊かな生活を送ることができるという考え方。

(5) 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

農家を志す若者の就農支援や、すべてのひとが親しめる伝統産業製品の開発・販売など、ビジネスの手法で様々な社会的課題の解決を図ろうとする企業に対し、認定制度の運用による社会的信用の付与や京都市ソーシャルイノベーション研究所を核とした産学官金の連携による各種サポート策の充実を図ります。

(6) 地域へ転入される方への情報提供の充実

新たに転入される方などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、自治会・町内会への加入を呼び掛けるチラシとともに、自治会・町内会加入届を区役所・支所の窓口で配布するなど、自治会・町内会との連携による加入促進に向けた取組を強化します。

(7) 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰

「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を通じて、地域活動、その他の社会貢献活動を支援又は行っている企業を表彰します。

(8) 「京都はぐくみ憲章」の実践により、子どもたちを心豊かで健やかに育む社会づくり

「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」(*)を、いつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践するため、子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちづくりを推進する「京都はぐくみ憲章推進本部(仮称)」を設置し、あらゆる分野の施策において、憲章の理念につながる取組の推進及び啓発等を強化します。

* 子どもを心豊かで健やかに育む社会を築くための京都市民共通の行動規範。

(9) 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり

介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、既存の介護事業所によるサービスとともに、住民等による多様なサービス（通いの場等）を総合的に提供します。

また、地域の担い手を養成する研修を実施するとともに、担い手マッチングシステムを稼働させ、担い手として活動を希望される高齢者等と、活動を求めている団体とのマッチングを行います。

(10) 保護者・地域が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進

学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域が積極的に学校運営に参画し、学校運営について「協議」するだけでなく、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の拡大を図ります。

また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、ひととひととの絆の大切さを実感する取組を推進します。

(11) 商業者と事業者・地域住民・学生等との交流を通じて商業や地域の活性化を図る「まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト」の推進

商店街と学生が交流し、商店街PR冊子を作成するなど、商業者と地域住民、事業者、学生等が交流する機会をつくり、つながりを深めることで、商業者の売上向上と地域活性化を図ります。

(12) 地域活動等に貢献している事業者を地域のサポーターとして評価するための方策を推進

地域貢献を行う意向のある事業者を地域のサポーターとして登録し、自治会・町内会の地域活動とのニーズとマッチングを行う仕組みを、自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトなどにおいて行います。

<その他の取組の例>

(13) 国籍や文化の違いを超えて互いに理解し尊重しあう多文化共生のまちづくりの推進

(14) 地域力アップ貢献事業者等表彰の実施

(15) 積極的に取り組む市民を発掘する「真のワーク・ライフ・バランス応援・発信プロジェクト」(「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード募集及び表彰)

(16) 地域における福祉のまちづくりへの取組支援



コラム

児童スタッフ制度

伏見区の藤城学区自治連合会では、多くの人が参加する地域主催の夏祭りや区民運動会、もちつき大会等、行事の運営の一部を子どもたちに任せ、地域ボランティアの方が指導等を行うことで、子どもたちの健全育成を図っています。実際にスタッフとしてかかわることで、子どもたちには自分が人の役に立っている意識が養われ、地域の中で成長していることが実感できるようです。

地域へのより主体的なかかわりを促すことにより、地域への理解が深まり、将来の担い手の育成につながる取組です。

【みんなでめざす 10年後の姿】

3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」姿の実現を目指して

～それぞれのコミュニティが、環境や子育て、青少年の育成など、自分たちの地域の課題を把握し、解決に向けて取り組んでいる～

【方針】

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、**自ら気付き、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域の人々でより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していくなど、**より良い地域の実現に向けて知恵が共有されるまちづくりを進めます。**

【取組の例】

(1) 各区における「まちづくりカフェ事業」の推進

「まちづくりカフェ事業」は、仲間づくりや自主活動グループの立ち上げに効果的であることから、全区に拡大するとともに、交流・発表会や成功事例集の作成、さらには、区の未来を語り合うフューチャーセンター化(*)など、一層の活性化に取り組みます。



▲テーマごとに意見交換
(中京マチビト Café)

* 市民、NPO、企業、行政等多様な主体が集まり、未来志向で対話し、地域や組織の問題解決の方法を検討し、その実現をサポートしていく機能を有する施設や仕組み。

(2) 総合的な空き家対策の推進

空き家等の活用、適正管理等に関する条例等に基づき、空き家の発生の予防、活用・流通の促進、適正管理等の空き家対策を総合的に推進します。

(3) 自治会・町内会アンケート結果を基にした地域の取組の促進

自治会・町内会アンケートの回答(地域力)を分析し、結果や課題を自治会・町内会にフィードバックすることにより、各地域における主体的な取組を促進します。

また、アンケートの対象をマンション管理組合にも拡大します。

(4) 「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進

区民提案により実施する京都市の支援事業のうちから「文化芸術による地域のまちづくり事業」を認定し、認定ロゴマークを掲げる取組を実施します。

また、地域の暮らしの文化を集約した「京都おもてなし百科(仮称)」を作成します。

＜その他の取組の例＞

- (5) エコ学区など環境にやさしいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成
- (6) コミュニティ回収制度
- (7) まちづくり活動に必要な協力者・情報、資金などの資源を確保するコーディネート機能等の充実
- (8) ニュータウン（洛西・向島）の活性化方針の策定・推進
- (9) 地域等と連携して公共交通機関の利用を促し、ライフスタイルの転換を図るモビリティ・マネジメントの推進
- (10) 子どもたちのより良い教育環境の充実をめざした地域住民・保護者が主導する学校統合の推進



コラム

自治会「準会員制度」

「マンションに住む若い方が、なかなか地域活動に参加してくれない。」

こんな声をよく聞きます。ある自治会では、ワンルームマンションに入居されている学生さんやお勤めの方などが地域活動に参加しやすくすることを目的として、会費を安くした「準会員制度」を設けました。準会員は、会費を安くする代わりに、「総会の議決権がない」「役員にはならない」など、一定の制約はありますが、回覧による情報の受取や行事への参加など、地域の一員として活動に参加できます。

また、高齢者のみの世帯を対象とした同様の制度を設けている自治会もあります。

こうしたアイデアによって、若い方やご高齢の方々も「準会員」として、地域とのかかわりを持つことができるようになった例もあります。

【みんなでめざす 10年後の姿】

4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」 姿の実現を目指して

～地域コミュニティが身近な課題の解決に向けて主体的に取り組んでおり、まちづくり支援のために整備された行政組織が支援するかたちで、地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している～

【方針】

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政が共に連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会などの実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動上の悩みごとは、相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係る様々な相談に対し、共に考え、必要な情報提供や助言ができるような体制により、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

【取組の例】

（１）住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入促進

不動産仲介業者をはじめとする住宅事業者が引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃貸を検討されている方に対して地域の取組を説明し、自治会・町内会の加入啓発を行うことなどを内容とした協定を、京都市と事業者との間で締結するなど、住宅関連事業者等と連携して自治会・町内会の加入促進に取り組みます。

また、マンション連絡調整担当者届出・開示制度の効果や課題を検証するため、開示後の地域と事業者の協議状況を調査し、必要に応じて制度の改善を図ります。

さらに、戸建て住宅などの宅地開発についても、連絡調整担当者届出・開示制度を構築し、自治会・町内会の設立や加入を促進する仕組みづくりに取り組みます。

（２）区役所・支所と各種団体、NPO、幼・保・小・中・高・総合支援学校・PTA・学校運営協議会、大学、企業との連携の推進

区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー、子ども育みサポーター（教育委員会首席社会教育主事）等の専門性や、福祉的支援が必要な方に、地域や福祉の専門機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける地域あんしん支援員の取組等も活かし、学校・PTA・学校運営協議会、自治会・町内会、学区社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織のネットワークを強め、地域のまちづくりを推進します。

また、自治会・町内会とPTAの連携を促進するため、それぞれに連絡担当者の設置を働きかけるなどの仕組みづくりに取り組みます。

さらに、区役所・支所、まちづくりアドバイザー、市民活動総合センター等の市民活動を支援する各主体が連携し、地域団体やNPO等が集う活動報告・交流等の機会となるイベント（「市縁堂（しえんどう）」）の開催や、“みんなごと”のまちづくり推進事業のサポーター制度の活用などにより、地域団体とNPO等がネットワークづくりや協働による取組を促進します。

（３）自治会・町内会への加入を促進するための「地域力アップキャンペーン月間（仮称）」の設定

引っ越しの多い時期である３月～４月を「地域力アップキャンペーン月間」として設定し、地域と行政が連携して、自治会・町内会への加入促進の取組を強化します。

（４）京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」の充実

区民が自発的、自主的に企画・実践するまちづくり活動をより一層支援するため、活動経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」の更なる充実を図るとともに、当該予算に上乗せしている「だいすきっ！京都。寄付金（応援メニュー：地域振興）」の更なる獲得とより効果的な活用を進める。

また、地域の多様な主体が各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組む「区民まちづくり会議」について、対話型の形式にするなど、区民と行政とのより創造的なまちづくりにつながるよう充実します。

（５）市民との未来像・課題の共有とあらゆる分野での多様な主体の協働の推進

本市が保有する情報を積極的にオープンにし、市民と行政との「対話」の機会の充実を図りながら、市民、行政等多様な主体の協働を促進する新たな仕組みを整備するなど、あらゆる分野での協働を一層推進します。

（６）地域連携・安心安全快適マンション認定制度（仮称）の創設

自治会設立の計画や地域活動を積極的に行っているなどのマンション等を京都市が認定する制度を創設します。

（７）区民まちづくり会議や区長懇談会等の充実

地域の課題について区民と行政が話し合う区民まちづくり会議や区長懇談会等について、区民との相互理解や地域課題解決のアイデアをより創出できるように開催手法を工夫するとともに、各区役所・支所の個性に応じた地域自治についても検討するなど、区民と行政の共汗のまちづくりを推進します。



▲西京まちづくり区民会議
（少人数でのグループワークを導入）

（８）自主的なまちづくり活動の支援

自治会・町内会等によるまちづくりの取組に対し、必要に応じ、活動に対する助言等を行います。まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣するとともに、京都市景観・まちづくりセンターとも連携し、アドバイスや情報提供、専門家の派遣などの支援を行います。

また、地域の特性に応じた住民や事業者主体の景観づくりを推進するため、地域景観づくり協議会制度の活用等による各地域への支援等を行います。

＜その他の取組の例＞

- (9) 研修体系の整備など参加・協働を推進する職員育成の充実
- (10) 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの運用
- (11) 地域コミュニティ活性化に関する各種啓発事業の実施
- (12) 地域コミュニティサポートセンターの運営
- (13) 地域あんしん支援員（＊）による寄り添い型支援体制の充実

＊ 社会的孤立の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける福祉の専門職。

- (14) 市民共汗サポーターによる違反広告物簡易除却事業
- (15) みやこ子ども土曜塾の取組の推進
- (16) 地域・事業者の協力によるバス待ち空間「バスの駅」設置によるバス待ち環境の向上
- (17) 「地下鉄道しるべ（みちしるべ）」事業
- (18) 「駅男（エキメン）」事業



コラム

自治会加入率が高い西京区桂坂学区

西京区の桂坂学区の自治会は、「かえで」、「しらかば」、「さつき」、「あかしあ」、「ひいらぎ」など、町名ではなく、樹木の名称がつけられています。この地域は、「自然と人との共生」を念頭において、緑豊かな自然環境と落ち着いた街並み、景観を大切にするまちづくりを進めていくためには、コミュニティの形成が重要であるという考えの下、開発当初から事業者（株式会社西洋ハウジング）により、住宅分譲の際に、自治会基金の徴収、地区ごとの自治会館の整備が行われています。

また、地域でも、夏祭りや防犯活動などに積極的に取り組まれており、高い自治会加入率が維持されています。

【みんなでめざす 10年後の姿】

5 「様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」姿の実現を目指して

～NPOやボランティア組織など様々な分野ごとの市民活動団体と自治会・町内会等の地域コミュニティが、それぞれの活動のニーズに基づいて役割を補完し合いながら、連携して活動している～

【方針】

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適で暮らしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、**地域の様々な団体や事業者などが連携しやすい環境を整備し、協働してまちづくりを進めます。**
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をより暮らしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究・教育機関などが手を携え、共に取り組むことができる、**つながりが広がるまちづくりを進めます。**

【取組の例】

（１）大学を核にした地域連携、企業連携の推進

京都のまち全体をキャンパスとした学びを充実させ、「地域を大切に作る心」を育んだ学生を京都はもとより日本全国・世界各地に輩出するため、大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組みます。

（２）地域団体とNPO法人の連携促進事業の強化

自治会・町内会等の地域団体とNPO等が互いのノウハウや強みを活かし、地域の課題解決に取り組めるよう、両者のマッチング支援に加えて、事業化までのサポートを行います。

（３）地域の会合等へNPO・市民活動に関する出張講座の実施

市民活動総合センターのスタッフ等が地域の会合等に出張し、NPOや市民活動に関する講座を実施します。

（４）NPO等の情報を有効に活用・発信する仕組みづくり

地域団体とNPO法人の連携の成果を情報発信することにより、地域課題に取り組む活動を促進します。

また、学生の社会貢献活動をサポートしているNPO法人のコーディネート力を活用して、学生との連携により、SNSやニュースレター等を通じてNPOの情報を発信するなど、NPO活動への参加促進と情報発信力の強化を図ります。

（５）地域とＮＰＯ等の連携・協働のコーディネート機能の強化

地域団体やＮＰＯ等の多様な主体の橋渡しをしているＮＰＯ活動の実践者を「連携コーディネーター」として活用し，地域団体やＮＰＯ等の地域社会を支える主体の連携強化に向けて，セミナーや地域への出張講座等を実施します。

また，自治会・町内会アンケートと連動し，地域住民のニーズを把握し，ＮＰＯ等とのマッチングにつなげます。

（６）「商店街空き店舗解消促進事業」の推進

商店街をはじめとする空き店舗所有者と出店希望者とのマッチング等により，空き店舗を解消し，地域商業の活性化を図ります。

＜その他の取組の例＞

- （７）輝く学生応援プロジェクトの推進
- （８）京都の新しい賑わいの創出に向けた京都駅西部エリアの活性化
- （９）「文化の薫り漂う，歩いて楽しい岡崎」の推進
- （１０）認定ＮＰＯ法人への移行に向けた支援
- （１１）地域コミュニティの活性化に寄与する商店街づくりの推進



コラム

ご近所のつながりで火災の被害が最小限に

火災が発生した際，被害を最小限にとどめていただいた上京区にお住まいの主婦に，上京消防署から感謝状が贈呈されました。

この主婦の方は，近所で異常な臭いがすることに気づき，普段から気に掛けていた高齢女性が住む家に行くと，ガスコンロで電気ケトルが火に掛けられ燃えているのを発見。すぐに流し台の水桶に電気ケトルを浸け，消火されたとのこと。

「普段から親しくお付き合いさせていただいており，近所の良い関係が表彰されたのだと思う。」とおっしゃっているとおり，ご近所のつながりで，火災の被害を最小限にとどめた，素晴らしい事例です。



■第5章 計画の推進に当たって

1 関連する取組と地域コミュニティの活性化

地域コミュニティは、市民の皆様の暮らしのベースにあるもので、京都市が定めた様々な計画は、その多くが地域コミュニティに関係します。

例えば、市民の市政及びまちづくりへの参加と協働を進めることを目的とした「京都市市民参加推進計画」や、地域や家庭との「つながり」に着目し、京都発の新しいワーク・ライフ・バランスの考え方を提案している「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を推進していくためには、地域コミュニティの活性化が欠かせません。

また、これらの計画に基づく取組は、結果として地域コミュニティの活性化にもつながるものが多くあります。

このため、地域コミュニティにかかわる様々な計画のもとで進めている関連する取組を十分視野に入れ、それらの整合を図りながら、それぞれの取組が相乗効果をもたらすよう取組を進めていきます。

2 事業計画の策定及び進行管理

この計画を進めるに当たっては、年度ごとに、具体的な取組を取りまとめた「事業計画」を策定し、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会からのご意見等をいただき、随時改善を図ります。

3 庁内連携の推進

京都市が策定している地域コミュニティにかかわる様々な計画のもとで、各局・区等が取組を進めていることを踏まえ、関連する取組の融合による相乗効果を発揮させるために設置している庁内連携会議をはじめとして、常に関係する局区等が連携し、全庁横断的に取組を進めます。





コラム

土手の花見と防災

土手に咲いた桜の下に集い、花見を楽しむ。

川の土手には、よく桜が植えられていますが、理由があるのをご存知ですか。

土手は、冬に土中の水分が凍って膨張し、春にゆるんでしまいます。

土手に桜を植え、大勢の人が花見を楽しむことで、土手が踏み固められ、梅雨や台風に備えることができます。

これは、「土手の花見」と言われ、地域における減災・防災活動を息の長いものにするための先人の知恵です。

確かに、「土手を固めるために集まって」と呼び掛けるよりも、「花見をするから…」と言った方が多くの人に集まってもらえるでしょうし、何より楽しいですね。

自治会への加入や地域活動への参加を進めていくためにも、楽しい活動を通して、人と人とのつながりを強めていくことが大切です。「土手の花見」のお話の中にヒントがあるように思います。

＜参考資料＞

京都市地域コミュニティ活性化推進条例

平成 23 年 11 月 11 日
条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第 1 節 地域コミュニティ活性化推進計画（第 8 条）

第 2 節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策（第 9 条～第 12 条）

第 3 節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組
（第 13 条～第 16 条）

第 3 章 地域コミュニティ活性化推進審議会（第 17 条～第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条）

附則

ここ京都では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体が中心となり、地域コミュニティが形成され、これらの団体の活動が京都の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体に加入する住民の割合が低下し、及び地域活動に参加する地域住民が減少したことにより、地域住民相互のつながりが希薄になり、子育てや高齢者の生活の支援、災害時の被害の軽減その他の地域社会において生活するうえで重要な課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力が低下することが危惧されている。

このような状況において、東日本大震災が発生し、地域コミュニティの重要性への認識がより深まる中、良好な地域コミュニティを維持し、及び形成していくためには、地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われる必要がある。

ここに、本市は、地域自治を担う住民組織、事業者等との連携の下に、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに本市等及び事業者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 本市の区域内における地域住民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (2) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。
- (3) 地域自治を担う住民組織 地域の自治を担う団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。
 - ア 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
 - イ 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
 - ウ おおむね小学校の通学区域（元学区を含む。）を単位とする地域において活動するものであること。
 - エ 多くの地域住民に支持されているものであること。

（基本理念）

第3条 地域コミュニティの活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 地域住民相互の交流を促進することにより地域住民が支え合う地域のつながりを強化するとともに、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的かつ活発な地域活動が行われるようにすること。
- (2) 地域自治を担う住民組織、事業者及び地域活動に関わる市民活動団体（ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。）、大学、研究機関その他の団体並びに本市が相互に連携して取り組むこと。
- (3) 地域自治を担う住民組織が、地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、地域コミュニティの中心となって地域活動に取り組むことが大きな役割を担うことを旨とすること。

（本市等の責務）

第4条 本市は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む組織として、地域自治を担う住民組織を尊重しなければならない。
- 3 本市は、地域住民が地域自治を担う住民組織に主体的に参加し、及び地域自治を担う住民組織を結成することを促進するために必要な支援を行わなければならない。
- 4 本市の職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域コミュニティの活性化の推進を図る視点に立ち、その職務を遂行しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事業所が所在する地域において行われる地域活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員がその居住する地域において地域活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

（地域住民の役割）

第6条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に積極的に参加し、及び協力することにより、地域コミュニティの活性化の推進についての役割を果たすものとする。

- 2 地域住民は、地域自治を担う住民組織に多くの地域住民が主体的に参加する状況となることを目指し、地域住民相互の交流及び協働についての役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じよう努めなければならない。

第2章 地域コミュニティの活性化の推進に関する基本的施策

第1節 地域コミュニティ活性化推進計画

第8条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域コミュニティの活性化の推進に関する計画（以下「地域コミュニティ活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 地域コミュニティ活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化の推進に関する目標
- (2) 地域コミュニティの活性化の推進に関する取組
- (3) その他地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めるに当たっては、第17条に規定する審議会の意見を聴くとともに、事業者及び地域住民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、地域コミュニティ活性化推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地域コミュニティ活性化推進計画の変更について準用する。

第2節 地域コミュニティの活性化の総合的推進のための施策

（地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等）

第9条 本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。

（地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣）

第10条 市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。

（地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置）

第11条 本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。

（顕彰）

第12条 市長は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、功績があった事業者の顕彰に努めるものとする。

第3節 住宅の建築、販売等をする事業者等による地域コミュニティの活性化の推進のための取組

（地域自治を担う住民組織の活動等に関する情報の提供）

第13条 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介（以下「販売等」という。）をする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、宅地建物取引業法第35条第1項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する地域自治を担う住民組織の活動に関する情報その他当該地域の地域活動に関する情報を提供しよう努めなければならない。

(共同住宅等の居住者の交流の促進)

第14条 次に掲げる事業者は、共同住宅の居住者相互の交流及び共同住宅の居住者と地域住民との交流の促進を図るため、地域活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 共同住宅を建築する事業者
- (2) 共同住宅の販売等をする事業者
- (3) 共同住宅を管理する事業者

2 前項の規定は、一団の土地を分割して建築する住宅の居住者の交流の促進について準用する。この場合において、同項中「次」とあるのは「第1号及び第2号」と、「共同住宅」とあるのは「一団の土地を分割して建築する住宅」と読み替えるものとする。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出)

第15条 特定共同住宅（京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。）を新築する者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに、当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者に対し、それぞれ連絡調整担当者（共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項について、地域自治を担う住民組織との連絡及び調整を行う者をいう。以下同じ。）を選任させるとともに、連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

2 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される特定共同住宅以外の共同住宅について、その新築工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に、新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者の連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項に係る情報の提供を受けたい旨を市長に申し出ることができる。

3 第1項の規定は、前項の申出に係る共同住宅のうち、地域コミュニティの活性化を推進するために同項の情報の提供をする必要があると市長が認めるものを新築する者について準用する。この場合において、第1項中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をしようとする日の20日前までに」とあるのは、「第5項の通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に」と読み替えるものとする。

4 前項の認定は、当該共同住宅の新築工事が完了した日から起算して40日を経過する日までに限り行うことができるものとする。

5 市長は、第3項の規定による認定をしたときは、速やかにその旨を当該共同住宅を新築する者に通知しなければならない。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者に係る情報の提供)

第16条 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅に関して前条第1項の規定により届出があった事項について、文書により開示を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該請求に係る事項について開示をしなければならない。

3 市長は、前条第3項において準用する同条第1項の規定による届出があったときは、同条第2項の規定による申出をした地域自治を担う住民組織に対し、文書により当該届出に係る事項について開示をしなければならない。

- 4 前2項の規定による開示を受けた地域自治を担う住民組織は、当該開示を受けた事項を、共同住宅の居住者と地域住民との交流を促進する目的以外の目的に使用してはならない。

第3章 地域コミュニティ活性化推進審議会

(審議会)

第17条 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市地域コミュニティ活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3章及び次項の規定 公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日
- (2) 第15条、第16条及び附則第3項の規定 平成24年7月1日

(準備行為)

2 この条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第15条及び第16条の規定は、平成24年7月1日以後に、次の各号に掲げる共同住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる行為がなされた共同住宅について適用する。

- (1) 特定共同住宅 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第1項の規定による標識の設置
- (2) 特定共同住宅以外の共同住宅 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知

京都市文化市民局地域自治推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

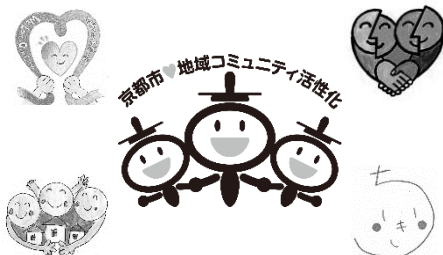
TEL 075-222-3049

FAX 075-222-3042

平成28年3月発行

京都市印刷物 第273260号

京都市地域コミュニティ活性化ロゴマーク



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

